

議案第 33 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年佐倉市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

小中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書

2 取得の方法

随意契約による買入れ

3 取得に要する金額

22,867,367 円

4 取得に係る相手方

佐倉市臼井 32 番地

株式会社コラム 代表取締役 半谷光司

令和 7 年 2 月 25 日提出

佐倉市長 西田 三十五